

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 「法人寄附金」と「企業版ふるさと納税」の関係

<寄附金税制>

寄附金とは法人が行った金銭その他の資産の贈与または経済的な利益の無償の供与をいい、次の寄附金区分ごとに損金算入限度額が設けられています。

区分	損金算入限度額※
国、地方公共団体に対する寄附金	全額損金算入
財務大臣の指定した寄附金(例 国立大学法人、公立大学法人等)	
特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人等に対する寄附金	(所得基準額①+資本基準額②)×1/2 ①所得の金額×6.25/100 ②資本金等の額×3.75/1000
一般の寄附金	(所得基準額①+資本基準額②)×1/4 ①所得の金額×2.5/100 ②資本金等の額×2.5/1000
国外関連者に対する寄附金	全額損金不算入

※:資本を有する普通法人を前提としています。

なお、贈与または無償の供与であっても「事業経費（広告宣伝費、交際費、福利厚生費等）と認められるもの」および「子会社等の整理をする場合の損失負担」、「役員が個人として負担すべき費用」等の一定の費用は寄附金から除かれます。

<企業版のふるさと納税>

平成 28 年 4 月 20 日（改正地域再生法施行日）寄附分から企業版ふるさと納税（※1）が導入されました。これは法人が国の認定を受けた地方公共団体の地方創生事業（※2）に対し寄附（特定寄附金）を行った際に、上記の損金算入措置（国、地方公共団体に対する寄附金）に加えて、新たに寄附額の 3 割相当分が税額控除（※3）される税制上の優遇措置です。最大で寄附額の約 6 割相当の税負担が軽減されます。

※1 平成 28 年 4 月 20 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に支出する特定寄附金が対象です。

※2 対象事業は、内閣府地方創生推進事務局のウェブサイトで確認ができます。

※3 税額控除額は下記通りです。

	事業税	地方税	法人税
税額控除額 (上記限度額)	寄附金額×10% (事業税額×15%(平成31年9月30日までの支出分：事業税額×20%))	寄附金額×20% (法人税割額×20%)	次のいずれか少ない金額 ・地方税（事業税は含まない）で控除しきれなかった金額 ・寄附金額×10% (法人税額×5%)

お見逃しなく！

自社の本社が所在する地方公共団体への寄附については、企業版ふるさと納税の対象となりません。この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。